

# 浦項中城里新羅碑の基礎的研究

李 成 市

## はじめに

二〇〇九年五月に、新羅の王都が所在した慶州の北方約二〇キロほど隔てた慶尚北道浦項市興海邑中城里から新羅碑が発見された（以下、中城里碑と呼称する）。当時、住民生活改善事業の一環として道路開設事業の最中にあり、そのような工事現場より発見されたところから、石碑は撤去された住宅の礎石などの建築部材として利用されていたと推定されている。

碑文冒頭には「辛巳」の干支が見られ、これが立碑年と推定されるが、国立慶州文化財研究所による調査を経た後の公表の際には、四四一年と五〇一年の可能性が指摘された。その後の研究によって、辛巳年は五〇一年とする見解が有力であるが、四四一年を積極的に唱える論者や、五世

紀の可能性を排除すべきでないという慎重な立場の論者もあって、必ずしも一致しているわけではない。<sup>①②</sup>

約二〇〇字からなる碑文の特徴は、三行目冒頭に刻まれた碑文中のどの文字よりも大きな「教」字に認められる。この「教」字の前に、新羅の王京に居住する六部名を帯びた数人の人名を記して、さらに「教」字の後には、六部名や官位を帯びた王京人と王京外の地方名を帯びた首長たちの人名とを列挙し、その上で「若後世更善人者と重罪」という威嚇の文言を記すという形式からなる。こうした様式は、六世紀初頭の「迎日冷水碑」（五〇三年）や「蔚珍鳳坪碑」（五二四年）などの新羅碑と類似している。<sup>③</sup>

中城里碑の発見以来、碑文の内容をめぐる学術会議はすでに三回開催されている。まず発見直後より調査に携わった国立慶州文化財研究所が九月に主催して後、翌月には韓

国古代史学会が行い、さらに翌年の四月に同学会が発表会を開催している。これらの会議を通して、一七人の研究者が各々の見解を発表し、それらに基づいた論文集も刊行されている。<sup>3)</sup>

しかしながら、碑文の立碑年次はもとより、その性格に關しては様々に異論があつて共通理解がえられていくという状況にはない。これまで新羅中古期の石碑研究をリードしてきた朱甫暉氏は、最も基本的で核心的といえることから確実になつていないことに苦言を呈している。すなわち、これまでの議論は、「全般的に新たな主張を繰り広げるのに汲々として自説を補強しようという気持ち先立つ余り、基礎的な作業が疎かにされ、確かな内容もなく無理な推定を試み、それを根拠にさらに先に議論を進めるあまり、後戻りできないほどに行き過ぎてしまった場合もみられる」と研究の現状を厳しく戒めている。何よりも「碑文の性質な歴史解釈を試みる前に、碑文自体と關連した基礎的なことについて前後の脈絡が通るように徹底して問い詰めてみる努力と姿勢が絶対的に望まれる」との指摘は、出土文字資料に対する基本的な姿勢として従うべきであろう。

私は最初に開催された二〇〇九年九月のシンポジウムに討論者として参席したり、その後研究発表をされた諸氏と意見交換をしたりする機会に恵まれた。原碑の調査は限

られた条件のもとになされ十分とは言えないが、二〇一〇年以降には、国立中央博物館に精巧な原碑の複製品が展示され、それを何度か観察する機会をえた。本稿は、中城里碑の紹介を兼ねて可能な限り共有できる知見を提示することに努めたい。

### 一 石碑の釈文

碑は、高さ一〇五・六センチメートル、幅は四七センチメートルから四九・四センチメートルのほどの自然石(花崗岩)を利用しており、碑石の一面には一二行にわたつて約二〇〇字の文字が刻まれている。罫線はなく、各行の字数は不統一であり、最多で二二字、最小では五字からなっている。字の大きさも一定せず、最大三×五センチメートル、最小二×二センチメートルほどである。碑面の下方は、全体の四分の一ほどのスペースが空白になっており、この部分は台座の部分に埋め込まれ、立碑されていたものと推測されている。<sup>6)</sup>

碑石全体の保存状態は良好であり、数箇所には碑面が剥落した部分があるものの、刻まれた文字の判読は比較的容易である。問題は三箇所にわたる剥落した部分の文字であるが、一行目冒頭の干支の後に、年月が記されていたと推定されており、この箇所の文字数が特定できない。ただ一行

目の下端は後に論じるように、さらに二字があつた可能性がある。また、六行目から八行目にかけての上端部は、六行目の上部に二字、八行目最初の一字が欠けているので、二〇六字前後と推定される。

国立慶州文化財研究所が二〇〇九年九月に開催した学術シンポジウムで公表した資料および、シンポジウム当日の現碑の調査やこれまでの各論者の検討を参照しながら作成した釈文は左のとおりである。

## 二 立碑年次

碑文冒頭に記された「辛巳」の干支が立碑年と推定されるが、すでに指摘したとおり、「辛巳」年は、四四一年と五〇一年との両説があつて決着をみていない。

辛巳年の年代比定に関する有力な手がかりとして注目したいのは、二行目の「沙喙 斯德智 阿干支」なる人物である。というのも五〇三年の冷水碑には、「沙喙至都盧葛文

- |   |    |   |   |   |   |   |   |    |
|---|----|---|---|---|---|---|---|----|
| ① | 辛巳 | 〔 | 只 | 蘆 | 葛 | 〔 | 〕 | 1  |
| ② | 喙  | 部 | 習 | 智 | 阿 | 干 | 支 | 2  |
| ③ | 教  | 沙 | 喙 | 尔 | 抽 | 智 | 奈 | 3  |
| ④ | 喙  | 沙 | 利 | 夷 | 斯 | 利 | 白 | 4  |
| ⑤ | 伐  | 喙 | 斯 | 利 | 壹 | 伐 | 皮 | 5  |
| ⑥ | 〔  | 〕 | 干 | 支 | 祭 | 智 | 壹 | 6  |
| ⑦ | 喙  | 鄒 | 須 | 智 | 世 | 令 | 于 | 7  |
| ⑧ | 〔  | 〕 | 干 | 支 | 沸 | 竹 | 休 | 8  |
| ⑨ | 珍  | 伐 | 壹 | 晋 | 云 | 豆 | 智 | 9  |
| ⑩ | 牟  | 旦 | 伐 | 喙 | 作 | 民 | 沙 | 10 |
| ⑪ | 遵  | 人 | 者 | 与 | 重 | 罪 | 典 | 11 |
| ⑫ | 沙  | 喙 | 心 | 刀 | 里 |   |   | 12 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 13 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 14 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 15 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 16 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 17 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 18 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 19 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 20 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 21 |
|   |    |   |   |   |   |   |   | 22 |

### 釈文備考

- \* 不明な文字だが釈文可能な文字  
 □ 釈文不可能な文字  
 釈文が一定していない文字

王」の次に「沙喙斯德智阿干支」と記されており、同一人物とみなせるからである。論者によつては、「徳」字は判読できず「斯德智」とは見なしがたいとするが、現碑を熟視すれば、「徳」字と見なして特段の問題はない。確かに冷水碑の「斯」字は異体字であるものの、帯びている部（沙喙）と官位（阿干支）が同一であることや、同じく「教」の主体になっている役割からみても、冷水碑の「斯德智」と同定することをあえて避ける必要はないように思われる。<sup>(7)</sup>

また、一行目の「折盧」の直前の文字は、当初より「中」と釈文され、「辛巳」年の下に「某月」の文字を推測し、さらに時格の助詞である「中」字が続くものと推定されてきた。<sup>(8)</sup>しかしながら、現碑を観察してみれば、「中」とされる下半部の横画と、下の縦画は交わつてはおらず、わずかに離れている。つまり、現碑をみるかぎり、残つている縦画は上下に貫く最後の一画の縦棒とはみなせず、「中」字とはなりえない。この箇所は、字画の痕跡から、ある文字の左下の部分に相当するので、あえて推測すれば「只」字の左下の部分に近い。

もし「只」字とすれば、下の二文字と続けて「只折盧」となり、冷水碑に見える「沙喙斯德智阿干支」の直前に記された「至都盧葛文王」の「至都盧」の異表記である可能

性が高い。しかも、「盧」の下の文字には草冠の字画が残つており、その下が剥落して数文字のスペースがあるので「葛文王」が入る余地は十分にある。

冷水碑にも見える「至都盧葛文王」とは、五〇〇年に即位したと伝わる智證王のことであり、『三国史記』や『三国遺事』は、次のように伝えている。

智證麻立干立、姓金氏、諱智大路、或云智度路、又云智哲老。  
〔『三国史記』卷四、新羅本紀〕

第二十二智哲老王、姓金氏、名智大路、又智度路、諱曰智證。  
〔『三国遺事』卷一、智哲老王条〕

見られるように冷水碑に「至都盧」と記された智證王の諱は、文献史料には、智大路、智度路、智哲老などと伝わっているが、上記のように「只」と釈文できれば、それは「智」や「至」を写したことになり、「折」は「哲」を写したことになって、各々対応していることになる。

冷水碑によれば、「癸未年九月廿五日」に、「至都盧葛文王」を筆頭に「沙喙斯德智阿干支」等の七人が「教」を下す主体となり、財物紛争の裁定に関与している。<sup>(9)</sup>

このような形式に対応するかのようには、中城里碑には一行目から二行目にかけて次のように三名の人物名が三行目冒頭の「教」字の前に刻されており、この「教」の主体として記されているとみなすことができる。

只折盧 葛□□

喙部 習智 阿干支

沙喙 斯德智 阿干支

両碑に著録された人名の一致や、「教」の主体になりうるといふ地位の対応関係からも、碑の立碑年次である「辛巳」年は、冷水碑に二年先立つ五〇一年と見なしてよいであらう。また、これによって「辛巳」の後の剥落した部分には、これまで年月を推定してきたものの、冷水碑には「至都盧葛文王」を「沙喙」としているの、ここに部名が入る可能性があることを提起しておきたい。

碑文一行目を「只折盧葛」と釈文し、「只折盧葛文王」と推定することについて、「只」字とは判読できないとする批判の他に、二年後の冷水碑に「至都盧」とある人名表記と全く異なる表記がなされるのかという疑念が強く表明されている。しかしながら、碑文の内在的な構成や内容をもって年次比定の根拠とすべきであつて、表記法の違いのみをもって年代観の予断とすることには慎重でなければならぬように思う。

碑文中でひととき大書された「教」の主体としての位置に、冷水碑と同一の人物が検出されることは形式的にも軽視されてはならず、これらの点をも踏まえて、立碑年次の「辛巳」年は五〇一年と考えられる。

### 三 六部の表記法

中城里碑は、二〇〇余字の碑文ではあるが、三〇人の人名が列挙されている。人名を除けば、具体的な事実を記す箇所はほとんどなく、碑文の立碑目的を探るのは容易でない。そこで、まず列挙されている歴名の構成を明確にする必要があり、碑文中に類出する王京の居住者であつた六部人の部名と人名を弁別するために、部名の表記を検討しておきたい。

碑文中には「牟旦伐喙」なる語が二箇所（四行目一九字、五行目二字、一〇行目一字、四字）に現れるが、当初は、四字目の「喙」は次の人名の部名とみなされてきた。たとえ「争人」以下は当初、次のような構成が推測されていた。

争人	喙	評公斯弥
牟旦伐	夷須	沙喙
皮末智	斯利	本波
壹伐	壹伐	喙柴
		弗乃
		金評
		祭智
		壹伐
		沙干支

冷水碑を始めとして六、七世紀の新羅碑に見える歴名記載様式には一定の法則があり、帰属する部が共通であれば、部ごとに官位の高い者から列挙されている。上記のように、まず喙部の者が前出しながら、次の沙喙部と本波部の間に喙部の人名がくることは、職位の違いがない限りありえない。

また、上記の一覧には本波部の人物が四人で構成されているが、二番目と四番目の人物が同じ「壹伐」の官位を帯びながら、その間に「沙千支」を帯びる人名が入っているという例もない。

すでに多くの論者が指摘するように、「牟旦伐」は人名ではなく、「牟旦伐」の次の「喙」と併せて「牟旦伐喙」であり、これまで文献史料に「牟梁」「漸梁」と記された部名の異表記と見るべきである。文献史料では「梁」と「督」とは互換的に用いられているように「トク」と訓まれ、「喙」字と互換的に用いられていることがすでに明らかにされている。<sup>14</sup> それゆえ「牟梁」は「牟喙」でもあり、「牟旦伐喙」は「牟梁」部の異表記とみなせる。したがって、「争人」を列挙した歴名は、喙、沙喙、牟旦伐喙、本波の各部の順に記されていることになる。

そもそも、新羅六部の部名については、喙部に「及梁」との異表記があり、「及」が元来の義 (mis) をあらわし

たもので、及梁とは「元からの梁部」であって、一方、沙梁 (沙喙) とは「沙」が新の訓 (mis) を表すとの指摘がある。<sup>15</sup> つまり「元からの梁部」に対して、「新たな梁部 (喙部)」ということになる。したがって「牟旦伐喙」とは、「牟旦伐」の喙部となり、部名の原理にもかかっている。

このような六部名の核となる「喙」の原義については、高句麗が配置した軍隊の駐屯地ないし軍営所在地 (幢) とする見解があるが、その正否はともかく、新羅の部名が「喙」を基礎にしていたことが中城里碑によって裏づけられたことになる。

とすれば、「争人」集団の一覧にみえる「本波喙柴干支」は、「本波喙」までが部名となる可能性があり、人名は「柴」一字となる。<sup>16</sup> 「本波喙」をも含めて、六部の命名法の由来を検討する上で中城里碑がはたす史料的作用は小さくない。

こうした部名に関わって今一つ問題にすべきは、従来、「本波」に属する人名と見られてきた「金評」についてである。この「金評」もまた部名と推定する見解がすでに提起されている。<sup>17</sup> 従来「金評」を人名とみなしたのは、六行目の冒頭の文字を「沙」と判読し、その下の文字「干支」と続けて、「沙干支」と推定したことに基づく。しかし、「沙」と判読することは文字の痕跡がほとんどなく困難で

ある。しかも同一部内（本彼）の人物であるとすれば、既に指摘したとおり、官位の序列からここに「沙干支」がくることはありえない。

さらに、碑の六行目から一一行目にかけての上部は既述の如く大きく剥落している。とりわけ六行目は大きく欠損しており、ここに二字を推定するに十分な余地があるので、六行目の「干支」の上に二字を推定する見解に従うべきであらう。

これまでの部名の検討と併せて「争人」集団を提示すれば次の通りである。

争人 喙

評公斯弥

沙喙

夷須

牟且伐喙

斯利

壹伐

本波喙

柴

干支

弗乃

壹伐

金評

□□

干支

祭智

壹伐

見られるように、「争人」の歴名は、六部中の五部に所属する八人の名が列記されていたことが分かる。

ところで「金評」とは、文献史料の「習比」「習部」に比定されているが、冷水碑には、「斯波」と表されていた。

「習」は「<sup>21</sup>shu」を、「比」は「<sup>22</sup>hi」を写したとの指摘があるように、それらの音は「斯波」に対応していることは容易に推測できる。これらと「金評」との関係は、まず「金」と「斯」が互換的に用いられた事実は、新羅の国号が「斯羅」「徐羅伐」などと表記され、それが王京を意味する「金城」にも転化して用いられていたことを想起すれば十分であらう。

次いで「評」は古代日本において「コホリ」と訓まれていた例は知られているが、「評」が古代朝鮮語の村の義である「<sup>23</sup>po」を写したとする説は古くから唱えられている。つまり、「評」は「比」「波」の<sup>24</sup>po音で一致しており、そえゆえ「金評」は、「習比」「斯波」と同一の実体の異表記であると見なせる。

さらに「金評」が村の原義である「評」字を伴っているという事実から注目されるのは、「争人」集団の最初に掲げられている人物であって、「喙評公斯弥」は、「喙評」の「公斯弥」と分節して、「喙評」は「喙部」を意味するとの見解があり、これに従いたい。

というのも喙評は、『梁書』新羅伝には、五二一年に派遣された新羅の使節によつて梁に伝えられた新羅の国情が次のように記されているからである。

普通二年、王募、名は秦、初めて使を使し百済に随い

て方物を奉獻す。其の俗、城を呼びて健牟羅と曰う。其の邑の内に在るは喙評と曰い、外に在るは邑勒と曰う。亦た中国の郡県を言うなり。国に六喙評、五十二邑勒あり。

すなわち、新羅の邑の名称は、「内に在る」ものを「喙評」と言い、外に在る「五十二邑勒」に対して、内に「六喙評」があつたという。六つの「喙評」こそは、王京の六部を指称するのであつて、上述のとおり六部の部名が「喙」<sup>(25)</sup>、「喙評」を基本としていたことを中城里碑が伝えているので、両者は一致することになる。<sup>(26)</sup>

かつて、『梁書』新羅伝の記述について「喙評は中国人が喙評二字の漢字音を借りて、ある新羅語を書きあらわしたものでなく、新羅に於いて（いかによまれたかは別問題として）在内の邑を、そのように書いたものとすべきである」との指摘がなされたが、そのことが裏づけられたことになる。

#### 四 碑文の構成

これまでの六部名の表記法の分析によって、六部人歴名の分節が明確になったが、それを踏まえて全体の構成を検討してみたい。

ところで、中城里碑の特徴は動詞が少なく、まとまった

文章を構成している部分もわずかであつて、文字の大半は歴史記事で占められているために、その内容の把握が困難であつた。ただ、「争人、奪余、更還などの用語とともに『若後世更善人者与重罪』という文章を媒介にして、その当時、ある諍いが進行した果てに、中央の政治勢力が公式的に介入し、これに対する正式な判決が下されたことによつて一段落したという概略は不十分ながらも明らかである<sup>(28)</sup>」との指摘があるように、少なくともこうした理解が最大公約的な見通しとして共有されているように思われる。しかしながら、細部において様々な解釈があつて収束の方向を見出すのは容易でない。

そこで、改めて碑文の大半を占める歴史の構成を全体にわたつて明確にし、碑文理解の基礎としたい。すでに検討したように、歴史は「争人」に見られる如く各集団を形成し、各々が独自の役割を果たしていたことが推測できる。

これまでも、鳳坪碑には、「大人」「使人」「節書人」「新人」「立石碑人」が、また冷水碑には、「典事人」といった役名ないしは職名の下に人名が列挙され、案件の処理に当たつていたことが分かっている。

中城里碑には、これに対応する役名ないし職名として「争人」「使人」「典書」などがあり、それらの下に人名が列挙されている。そこで、以下において、立碑年（辛巳）



の下に記されている全文を、そのまま文字を入れ替えることなく順次記してみたい。その際に、役名ないし職名を上端に記し、動詞は下端に太字で記すことにする。また作業仮説として一つの集団と見なせる場合は冒頭に数字を付し、歴名部分は、出身地、人名、官位に分節して、全文を掲げると次の通りである。

(1)	□□	只折廬	葛□□
	喙部	習智	阿干支
	沙喙	斯德智	阿干支
(2)	沙喙	余抽智	奈麻
	喙部	本智	奈麻
		本牟子	
		喙沙利	
		夷斯利	
(3)	争人		白伝
	喙評	公斯弥	
	沙喙	夷須	
	牟旦伐喙	斯利	壹伐
		皮末智	
	本波喙	柴	干支
		弗乃	壹伐
	金評	□□	干支

見られるように、碑文中の歴名は(1)から(8)までのグループに分けることができる。「教」の主体である(1)と、「争人」の歴名である(3)については既に言及したとおり、それらは王京の六部人で構成されている。王京人は(2)(4)(8)にも見られるが、それらは所属する部が明記されており、官位を帯びる者と無い者がある。

王京人が帯びる官位(京位)は(1)と(2)には、「阿干支」と「奈麻」がみられ、五二〇年を画期に体系化される一七等の京位体系の中に見出すことができる。(6)には、「豆智」と「牟旦伐喙」の「作民」が「沙干支」を帯びているが、これもまた京位の体系に見出せる。ただし、「豆智」には京位を帯びながら部名がなく、この点は不審であるものの、(6)が単なる歴名記事でなく、紛争の内容を示すので、ここでは保留して次節で検討することにする。

王京人が帯びるとされる官位で問題となるのは「争人」の「干支」と「壹伐」とである。「干支」は、すでに冷水碑や鳳坪碑にも現れているように、部の有力者や地方の首長が帯びており、京位や外位の体系に組み込まれない伝統

(4)	使人 奈蘇毒只道使 喙	祭智	壹伐	
(5)	于居伐 蘇豆古利村	念牟智 鄒須智 壹斯利 仇鄒列支□	世令	
(6)	那音支村 珍伐	沸竹休 卜岳 乞斤 壹晋 豆智	干支 壹金知 宮	云
(7)	牟旦伐喙	日夫智 作民	沙干支 宮	奪尔、今更還
(8)	典書 沙喙	果西牟利 与牟豆 心刀里	白口	若後世更遭人者与重罪 故記

的首長号とみられている。<sup>(9)</sup>

一方「壹伐」は、京位の体系に求めるならば、第一位の「壹伐干支」に比定できると考えられるが、中城里碑が立てられた六世紀初頭には京位は体系化されておらず、「干支」二字の脱落もそれと関連させて考えておきたい。いずれにしても「干支」と同様に部の高位者であったとみられる。

(5) は四つの地方名の下に六人の人名が列挙されているが、「干支」は上述のとおり、冷水碑に村主が帯びている事例がある。また、「壹金知」は、冷水碑には「壹今知」とあつて、やはり村主の帯びている官位として記されているが、現在まで知られている京位や外位の体系内に見出すことができない。しかしながら、冷水碑の二人の村主が各々「干支」と「壹今知」を帯びていることに対応しており、この当時には外位の体系は未成立ではあるが、「壹金知」を外位の範疇でとらえておきたい。このように中城里碑と冷水碑に記された地方人が同様の身分標識を帯びていることは軽視すべきでない。両碑がほぼ同じ時期のものであることを示唆し

ているからである。

部名も地方名も欠いているのは(7) 使人の「果西牟利」と、(8) 典書の「与牟豆」であるが、その果たしている役割を勘案して王京人と推定しておきたい。

以上の八つのグループの歴名にみられる人物の出身地と官位を検討したが、王京人で構成されている(1) (2) (4) (8) は、喙部と沙喙部との二部で構成されており、六世紀の新羅碑に広く見られるように、行政にあたる指導層の構成に一致する。したがって、これらの人物が碑石の発見地で生じた紛争の解決に、行政執行の立場で関与したと推測することができるであろう。また、「争人」は六部中の五部の有力者層で構成されており、「争人」の名称が冠されているように、紛争の利害に関与する者たちと推定される。

そもそも紛争は立碑された地域(興海邑)が中心的な位置を占めていたであろうが、(5)に見られるように、四つの地域の首長の名が記されており、紛争に関わる地域は、特定の一つの地域というよりは、複数の地域にまたがっていたと想定したほうがよさそうである。

これらの八つの集団が相互にどのように結びつくのかについては、集団の歴名の終わりに記された動詞に注目してみたい。中城里碑に見られる動詞は、まとまりをもった集

団の末尾に記されていることから、作業仮説として、それらの動詞を各集団の行動内容を示すものとみなして全体の流れを下記のように見ておくことにする。なお(6)の解は碑文の核心的な内容であるので、次節で論じることとする。

- (1) 只折盧葛文王以下の三人が、教した。
- (2) 沙喙と喙部の五人が白伝した(申し伝えた)。
- (3) 争人は喙部、沙喙、牟旦伐喙、本波喙、金評の五部の代表者たちである。
- (4) 使人として奈蘇毒只の道使(地方官)である喙と沙喙部の二人が世令した。
- (5) 于居伐、蘇豆古利村、那首支村、珍伐の四地域の首長の六人は云った。
- (6) 「豆智 沙千支 宮、日夫智 宮、奪余、今更還 牟旦伐喙 作民 沙千支」
- (7) 使人の果西牟利は、白口した(申し伝えた)  
若し後世に更導する人は重罪を与える
- (8) 典書の与牟豆は故記した(故のまま記した)。

## 五 「争人」と紛争の対象

(1) から(8)までの推移によって、案件の紛争処理に対する権力者の意志が伝達され執行された過程を見て取

ることができる。なかでも、「争人」は、紛争に関わる王京の利害関係者であり、その紛争に直接関わっているのは、(5)に記された四地域の首長たちとみられる。そのような四地域の首長たちが「云った」とされる内容が左記の(6)の文章である。

「豆智 沙千支 宮、日夫智 宮、奪余、今更還 牟  
且伐喙 作民 沙千支」

(6)の当該部分と(7)の「若後世更導人者与重罪」とある文章のみが、中城里碑文中では、ひとまとまりの文章をなしており、紛争の処理に直接関わる内容が記されていると推測される。

そこで(6)の解釈であるが、動詞が「奪余」「更還」とあることから、従来この動詞の主語が誰であるかが重要な課題とされてきた。ただ、奪ったり、還したりするには、目的語がなければならず、ここでは主語を特定する前に、目的語を明らかにしておきたい。結論を先に言えば、奪ったり、還したりした対象として最もふさわしいのは、動詞の直前にある「豆智」と「日夫智」の二人の「宮」において他にはありえないであろう。というのも碑文中で、「宮」のみが、奪ったり還したりする対象になりえるからである。新羅の「宮」については、「宅」と互換的に用いられており、七世紀以降の事例ではあるが、真骨貴族(王族)の

家号や、「宅一区」のように建物の一画をさしたり、官司・離宮などの施設・機関をさす用例が確認できる。とりわけ最後の用例が注目されるが、施設・機関としての「宮」の性格をよく示すものとして、『三国史記』文武王二年(六六二)条には、対高句麗戦の論功行賞のなかで、功を論じ、本彼宮の財貨、田莊、奴僕を中分す。

とあって、「宮」が財貨、田莊、奴僕などの従属民をも含む経営体であったことをかいま見ることが出来る。九世紀に三〇以上伝わる真骨貴族の「宅」にも各々家政機関があった。その支配権は広く新羅の全土に及んでおり、やはり九世紀の例ではあるが石刻の田券(『開仙寺石燈記』八九一年、全羅道潭陽郡)にも宅の所有地が刻まれている。

また、高麗初期に康州(慶尚南道晋州)に所在した伯巖禅寺の古伝には、

前代の新羅の時、北宅の廳基を捨して茲の寺を置く。とあって(『三国遺事』卷三、伯巖寺石塔舍利条、地方に所在した宅の所有地には「廳」つまりは家政機関が存在したことが伝わっている。

したがって、「豆智」と「日夫智」の「宮」は、中城里の付近にあったとしても不都合な点はない。中城里碑の発見された興海邑は、新羅が五世紀末より高句麗との抗争を激化させてゆく東海岸の幹線道を北上する、いわば起点と

しての要衝の地であり、碑石が発見された地点から南に七〇〇メートルほど隔てたところには彌実城（一名、南彌秩夫城）がある。この彌実城については、『三国史記』巻四、新羅本紀に、

（智證麻立干）五（五〇四）年秋九月、役夫を徴して波里・彌實・珍徳・骨火等の十二城を築く。

とある「彌實」城に該当するとみられており、智證王代に築造されたとする記録があるところから、この地域が六世紀初頭の新羅にとって前哨基地としての役割を果たしていたと推定されている。

この地域の付近に所在していたと推測される「豆智」と「日夫智」の「宮」が、この時に改めて還された（「今更還」とされるが、とすれば、還された対象がなければならぬ）。（6）には「今更還」の後に「牟旦伐喙の作民・沙干支」と続いているにも拘わらず、この人物が歴名中にあっては孤立しているように見えた。しかしこの人物こそが「宮」が還される対象になるのではなからうか。つまり、「豆智の宮と日夫智の宮を奪ったが、今改めて牟旦伐喙の作民に還す」と解釈してみたい。

碑文中の最大の疑問とされる「豆智の宮と日夫智の宮を奪った」とする主体（主語）については、（5）の四地方の六人の首長が該当するのではなからうか。なぜならば、

まず（5）の末尾で「云った」という内容を（6）で「豆智の宮と日夫智の宮を奪ったが、今改めて牟旦伐喙の作民に還す」と受けていると考えられることである。

このように（6）で紛争の解決策が六人の主体によって宣誓された後に、（7）では、使人の果西牟利が白口した（申し伝えた）とする言葉は、「若し後世に更遵する人は重罪を与う」というものであった。こうした文言が当地でなされなければ、この地で立碑する根拠はなくなるであろうから、威嚇の文言が差し向けられた対象が、奪ったり還したりした主体とならざるをえない。

これと同じように、冷水碑でも紛争の解決策を教令をもって示した後に、財物紛争に関わった珎而麻村の二人に対して、

末鄒斯申支。此二人、後莫更遵此財、若更遵者、教其重罪耳。

末鄒と斯申支。此の二人、後に此の財を更遵する莫かれ。若し更遵せば、教其れ重罪にせん。

と教が下されている。中城里碑と冷水碑の両者の文言は、酷似しているだけでなく、冷水碑の場合は、財物紛争の当事者に言い渡されていることから、同様に（5）の六人に對して、「更遵」すれば（いったん収まった物事を再び問題にすれば）「重罪」をもって処することを告知したものの

と推量される。

要するに、四地域の首長たちが、この地域にあった「豆智」と「日夫智」二人の「宮」を奪ったが、それを牟且伐喙の「作民」に返還すると述べさせた上で、この問題を再度、言挙げすることを法的規制で強く禁止し、裁定の経緯を関係者と共に記し、将来にわたって順守させるために碑石に刻んだことになる。

ついでながら、「豆智」と「日夫智」二人には部名が記されていないが、二人の宮が「牟且伐喙」の「作民」に「更還」されたところから、二人の属していた部もまた、「牟且伐喙」ではなかったかと推測しておきたい。

#### おわりに

中城里碑の発見以来、二年近くが経過するが、これまで中城里碑の性格は、「五里霧中」との指摘もあるように、碑文の内容は判然としなかった。その理由の一つに碑文に書き込まれた大量の歴史記事が明瞭には分節できなかったことに一因があったように思われる。立碑年についても、冷水碑や鳳坪碑など六世紀初頭の石碑の様式を比較検討すれば、「教」の主体となる人物の占める位置や地方人が帯びる称号、官位などから、両者がきわめて近い時期に立碑されたことは否定しがたい。中城里碑は、五〇一年に建立

された現存最古の新羅碑とみて間違いないであろう。

碑石の内容についても、基本的な構成において冷水碑と多くの点で共通する形式を備えている。本稿では、歴史の出身地、人名、官位などを明確に分節化することを基礎に、人的構成を明らかにした上で解釈を試みたが、細部においては必ずしも十分な考察はなしであった。ただ、おおよその見通しとして、中城里碑は、王京六部人が外方に展開していた経営体としての「宮」をめぐる王京人と在地首長との紛争について、新羅王権が紛争を処理した経緯を記して告知した布告碑とみなした。

残された疑問は、地方の首長たちによる王京人の「宮」に関わる紛争に対して、六部中の五部までの有力者が「争人」として名を連ねていることである。「争人」が、地方に所在した「宮」をめぐる紛争に、いかなる立場で、どのように関与したのかを明らかにしなければならぬであろう。

本稿でも「争人」が紛争の利害に関わると述べたが、六部有力者が地方に領有する「宮」の所有関係に関与するところにこそ、この時代の王京六部の史的性格が凝縮されているように思われる。六部とは支配共同体と概念化することができるように、各部は慶州に居住する六つの地縁的血縁的集団として、互いに外方（他共同体）への支配におい

て利害を共有する「共同体」であった。しかし、その一方で、各部は固有の領域支配を各々に展開していたであろう。それらは支配共同体が、古代国家として公的領域を拡大していく際に（それは王権を伸張させていく過程でもあるが）、必ずや抵触せざるを得ない不可避の利害調整の過程であったはずである。中城里碑には、行政執行の役割を担った者たちが喙部と沙喙部で構成されているように、新羅の中核的な政治集団はこの二部で形成されてゆく。「争人」が喙部、沙喙部を除いて各々二人の有力者で占められているのも、そのような関係を示しているものと推察される。

いずれにしても「宮」の実体の解明は、中城里碑の核心に迫る上で必須の課題となる。智證王代は新羅の六世紀における歴史的展開の大きな画期として知られるが、中城里碑はその時代の状況を写し取るものとして、すこぶる重要である。それらの具体的な解明は今後の課題とせざるをえない。大方のご叱正をおきたい。

## 注

- (1) 国立慶州文化財研究所『浦項中城里新羅碑』（国立慶州文化財研究所、二〇〇九年、慶州）。
- (2) 四四一年を積極的に唱える見解は、盧重国「浦項中城

里碑を通してみた麻立干時期新羅の紛争処理手順と六部体制の運営」（『韓国古代史研究』五九、二〇一〇年九月、ソウル）であり、李文基「浦項中城里新羅碑の発見とその意義」（『韓国古代史研究』五六、特集 浦項中城里新羅碑、二〇〇九年十二月、ソウル）は四四一年の可能性を排除しないとす。

- (3) 蔚珍鳳坪新羅碑については、李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」（『古代東アジアの民族と国家』岩波書店一九九八年）、冷水碑については、韓国古代史研究会編『韓国古代史研究』三、迎日冷水里新羅碑特集号、一九九〇年八月、ソウル）、深津行徳「迎日冷水新羅碑について」（『韓』一一六、一九九〇年一月）を参照。

- (4) シンポジウムの発表論文は、下記ものを参照。文化財庁・国立慶州文化財研究所『浦項中城里碑発見記念シンポジウム』（二〇〇九年九月三日、慶州普門団地内ドリムセンター）、浦項精神文化研究院・韓国古代史学会『新発見浦項中城里新羅碑に対する歴史学的考察』（二〇〇九年一月六、七日、浦項市庁）、韓国古代史学会『第一一三回定期発表会 浦項中城里碑考察』（二〇一〇年四月一〇日、慶北大学）。

- (5) 朱甫墩「浦項中城里新羅碑に対する研究展望」（『韓国古代史研究』五九、二〇一〇年九月、ソウル）三三、四頁。

- (6) 国立慶州文化財研究所『浦項中城里新羅碑』（前掲書）一六頁。

- (7) 盧泰敦「浦項中城里碑と外位」(『韓国古代史研究』五九、前掲、五二、三頁)には、同様の趣旨の指摘がある。
- (8) 国立慶州文化財研究所『浦項中城里新羅碑』(前掲書)二四頁、宣石悦「浦項中城里碑の金石学的位置」(文化財庁・国立慶州文化財研究所『浦項中城里碑発見記念シンポジウム』前掲)四一頁。
- (9) 二〇〇九年九月六日のシンポジウム開催前に許可された調査で確認し、当日の宣石悦の発表に対する討論で指摘した。ただし、同碑文の第六行一四行目にも「只」字があつて、字画の角度がやや異なる点に課題を残している。
- (10) 草冠の字画については、ほぼ一致した指摘がある。また、その下が大きく剥落していることは現碑によって確認できる。
- (11) 木村誠「朝鮮における古代国家の形成」(『新版 古代の日本』二、角川書店、一九九二年)一一五頁。
- (12) 朱甫暎「浦項中城里新羅碑に対する研究展望」(前掲)一三～一五頁。
- (13) 李宇泰「浦項中城里碑の内容と建立年代」(文化財庁・国立慶州文化財研究所『浦項中城里碑発見記念シンポジウム』前掲)の報告時に配布された資料による。
- (14) 「喙」の音は「カイ」であるが、梁、督、啄などと互換的に用いられており、新羅では、「トク」、「タク」と読まれていたと見られている。末松保和「新羅六部考」(『新羅史の諸問題』東洋文庫、一九五四年)二九九、三〇〇頁。
- (15) 末松保和「新羅六部考」(前掲書)三〇〇頁。
- (16) 末松保和「新羅六部考」(前掲書)三〇四頁。
- (17) 末松保和「新羅六部考」(前掲書、三〇一頁)は根拠は異なるが、「本彼も、もと『本彼トク』といはれてゐたのではないかと疑はれる」と指摘していた。
- (18) 朱甫暎「浦項中城里新羅碑に対する研究展望」(前掲誌、二三頁)は、尊待の接尾辞である「智」「知」などもなく、「柴」の一字をもつて名を表記することはあり得ないと批判している。
- (19) 李鎔賢「中城里碑の基礎的検討—冷水碑・鳳坪碑との比較的視点」(韓国古代史学会『第一—三回定期発表会 浦項中城里碑考察』前掲)三三頁。
- (20) 橋本繁氏の指摘による。この事実に基づき、橋本氏は、つとに「金評」を部名として把握することを唱えていた。
- (21) 末松保和「新羅六部考」(前掲書)三〇四頁。
- (22) 研究史の概要は、末松保和「梁書新羅伝考」(『新羅史の諸問題』前掲)三八八、三九〇頁参照。
- (23) 李鎔賢「中城里碑の基礎的検討—冷水碑・鳳坪碑との比較的視点」(前掲)。
- (24) 武田幸男「新羅官位制の成立」(旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』上巻、龍溪書舎、一九七九)一八〇頁。
- (25) 今西龍「新羅史通史」(『新羅史研究』国書刊行会、一九七〇年)七頁。



- (26) 中城里碑には、喙部は、「喙」、「喙部」、「喙評」と三  
とおりの異なる表記が同一の碑の中でなされていたこ  
とになる。
- (27) 末松保和「梁書新羅伝考」(『新羅史の諸問題』前掲  
書) 三九一頁。
- (28) 朱甫暎「浦項中城里新羅碑に対する研究展望」(前掲  
誌、一二頁)
- (29) 新羅官位制については、武田幸男「新羅官位制の成立  
にかんする覚書」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と  
東アジア』山川出版社、一九九七年)参照。
- (30) これまでの中城里碑研究にあつては、新羅の人名表記  
には、「作民」という意味をなすような表記はありえな  
いとの見解が支配的である。しかし部名と官位の間  
にありながら、上記のような理由のみをもって人名と見  
なさないのは理解しがたい。
- (31) 武田幸男「新羅官位制の成立にかんする覚書」(前掲  
書) 一二四頁。
- (32) 武田幸男「新羅の二人派遣官と外司正」(西嶋定生博  
士追悼論文集編集委員会『西嶋博士追悼論文集』山川  
出版社、二〇〇〇年) 三九六頁。
- (33) 李成市「正倉院所蔵新羅氈貼布記の研究」(『古代東ア  
ジアの民族と国家』岩波書店、一九九八年) 三一九～  
三二一頁。
- (34) 李成市「正倉院所蔵新羅氈貼布記の研究」(前掲書)  
三三四頁。
- (35) 国立慶州文化財研究所『浦項中城里新羅碑』(前掲  
書) 一四頁。
- (36) 朱甫暎「浦項中城里新羅碑に対する研究展望」(前掲  
誌) 一二頁。
- (37) 武田幸男「朝鮮三国の国家形成」(『朝鮮史研究会論文  
集』一七、一九八〇年三月)。